



高齢ドライバーの皆さんへ 返納？更新？これからの運転について考えてみませんか？

①あれ？何かおかしいな？こんな兆候はありませんか・・・？



運転に慣れているはずなのに、最近になって違反や事故を繰り返して起こした！



地理をよく知っているはずの自宅付近で道に迷った！

②転ばぬ先の杖～重大事故発生の前に考えてみましょう！

◆運転の継続を考えられている方へ・・・心身に不安があれば「安全運転相談」



①警察官による相談受理



②医師による診断



③診断書の提出

④運転可否についての回答



※書面により回答します。
※症状によっては取消等の処分もあります。

※この相談制度は、脳梗塞、認知症、てんかん等、各種の病気の方の免許取得や運転継続の可否について、受理した相談内容と医師の診断結果に基づいて判断する制度です。

◆運転を卒業される方へ・・・「自主返納」と「運転経歴証明書」について

①自主返納(有効期間の残っている方)：更新センター、警察署窓口で申請、又は運転免許課への郵送により返納します。

②運転経歴証明書：更新センター(即日交付)、警察署窓口(後日交付、申請時に証明写真が必要)で申請します(自主返納と同時であれば郵送による手続きが可能です)。

※協賛企業(タクシー・バス、商店、温泉施設等)の割引制度が利用できます。

◆詳しいことは？ ⇒⇒ 加古川警察署運転免許担当 ☎079-427-0110(内線415)まで

加古川警察署からのお知らせ

加古川警察署管内発生令和3年中の人身事故1250件のうち、高齢ドライバー(65歳以上、原付以上)が第1当事者となる事故は290件(23.2%)を占めています。事故原因としては、指定場所一時不停止(44件)、前方不注視(40件)、安全運転義務違反(36件)等といった違反が上位を占めています。加齢により判断力の低下、運転操作の衰えなどが生じてきますので、車両を運転される方は今まで以上に慎重な運転を心掛けて下さい。